

農協改革の本質とは

2月9日、自民党は農協改革等法案検討プロジェクトチームにおいて「与党とりまとめを踏まえた法制度等の骨格」（以下「法制度等の骨格」）を決定し、2月13日に政府もこれを了承した。ここにおいて、昨年5月に規制改革会議・農業ワーキンググループが公表した「農業改革に関する意見」を端緒とする農協改革の議論は、9か月に及び政府・与党・系統組織およびマスメディア等での論議を経て一応の結論を得ることとなった。

今回与党および政府が決定した「法制度等の骨格」について全国農業協同組合中央会は、昨年11月に組織決定した「JAグループの自己改革」の内容におおむね沿うものとして受け入れることを表明した。そのうえで、今回の改革が真に「農業所得の向上と地域の活性化」に結びつくよう、JAグループの総力を挙げて取り組んでいくことを併せて表明した。

そもそも今回の農協改革は、昨年6月に政府が示した「改訂版農林水産業・地域の活力創造プラン」に位置づけられた事項である。同「プラン」は、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、国産農産物の需要拡大と付加価値の向上、生産現場の強化と将来世代育成、農村の多面的機能の発揮、に総合的に取り組むことを内容としている。農協改革は、農協をそうした取組みの地域における主要な担い手と認め、たうで、より創造的に役割を発揮できるようにすることが本質的な考え方であった。

9か月に及び論議を振り返って残念なことは、本来議論されるべき地域における農協の創造力発揮に向けた前向きな議論が少なく、全中や中央会監査が農協の自主性を阻害していると一方的に決めつけた前提の下で、組織の見直しに偏った議論に終始したことである。このため、改革の当事者である農協側から見て議論がすり替えられているのではないかという疑念が常に拭えず、政府・与党が示した農協改革案がどのように「農業所得の向上と地域の活性化」につながるのか、系統関係者のみならず現場の農業者にも広がった本質的な疑問は最後まで解消されることはなかった。

それでも農協系統が「法制度等の骨格」を最終的に受け入れたのは、個別内容にかかる利害得失の判断以上に、政府の農協改革の目的が「農業所得の向上と地域の活性化」であることを重くみて、これに組織の目標が重ね合わせられると判断したからに他ならない。今回の農協系統の表明は、諸々の苦渋の思いを飲み込んだうえで、日本農業の再生と農村・地域の活性化に農協が主体的に役割を発揮していこうとするものとして受け止めた。

今後、「法制度等の骨格」を基に、国会において農協改革関連法案の審議が行われることになるが、准組合員の利用規制導入の検討について期間猶予的表現が盛り込まれたことをみても、農協は間を置かずに「改革の実践」を求められていくことになるだろう。

私たちはこうした厳しい情勢のなかで、国が進める農産物の付加価値向上や生産現場の強化・将来世代育成等の施策に、地域における主体的な担い手として積極的に取り組んでいかなければならない。ただし同時に、地域に根ざした自主的な組織である協同組合として、「農業所得増大」のみに偏重しこれを自己目的化することなく、農村・地域における普遍的な価値を守り、高め、次世代に伝えていく活動にもしっかり取り組んでいく必要がある。そして、こうした取組みは、各農協における創意工夫の発揮と、それを支える連合会との有機的連携によってのみ成し遂げられるであろう。

困難な道のりであるが、いまこそ協同組合の真の力が試されている。

（（株）農林中金総合研究所 専務取締役 柳田 茂・やなぎだ しげる）